

東日本ユニオン よこはま

JR 東日本労働組合
横浜地方本部
発行者/ 松田 和秀
編集者/ 教育・広報部

申3号「2017年3月ダイヤ改正」検証に関する団体交渉開催

横浜地本は12月22日、申第3号「2017年3月ダイヤ改正」検証（鶴見線営業所・矢向車掌区・中原電車区・相模原運輸区・横浜運輸区）に関する団体交渉に臨みました。

《主な交渉内容（要旨）》

【共通】

1、運用行路表（他支社関係を含む）、運行図表、交番順序表、準備時間一覧表をプレス発表前までに提示すること

《回答》明らかに次第必要なものは社員に周知していく。

組合：残念ながら12月15日、2018年3月ダイヤ改正のプレス発表がされている。そういう現実からすると議論をせずに出されてしまったという気持ちである。私たちは再三議論し何故かということも伝えて議論してきている。ダイヤ改正についてはより良くするために私たちも声を出してきている。だからこそ議論の結果どうなのかということ会社との議論してきている。要求からはかけ離れていると感じる。私たちは、この間ダイヤ改正は行路・運行図表・交番順序表。準備時間一覧表は、全てにおいて労働条件の変更に値するという主張である。提示する必要があるのではないかとということで議論し当然必要であると求めていく姿勢は変わらない。

会社：現実的に不可能である。12月15日にプレス発表はしているが、乗務員の行路は作成中であり、交番順序は行路が固まって最後に作るものであり、プレス前になるとなってしまうと3月に入ってからになり、お客さまへの周知することができなくなる。プレス発表のタイミングは適切であったと感じる。提案に対しては決まった期日は無い。可能な限り、作業が終わり次第示すというところは変わらない。会社としてもいたずらに遅くしている訳ではない。行路については鋭意作成している。全然違うものより固まったものを出したいと考えている。

2、標準数については、各種委員会、各種訓練、各種研修、各種セミナー、育児休職、介護休職、静養休暇等加味して算出し、要員を確保すること。

《回答》業務運営上必要な要員は配置している。

組合：この間職場実態に合わせて議論しているが、どの職場も休日出勤がありきになってしまっているのではないかと勤務体系を鑑みて要求している。休日出勤の発生の件数または割合について会社は当然把握していると思う。各委員会や各訓練または研修・セミナーいろいろな取り組みがあるが、そのときに多くなっている現実がある。休日出勤が必要になってくる。乗務員の本来業務は乗務をして電車を動かすことが基本になると思う。逼迫して休日出勤をしないと仕事が回らないという状況であるならば、基本に立ち返るべきではないかと思う。標準数はあくまで目安ということで会社から説明されているが特有なものだと思う。乗務員の勤務体系もそうだが定期異動を含まない特有のものかもしれないが、乗務員の標準数については当然行路数によって標準数というのは目安決めていくと思うしダイヤ改正が基本になるのではないか。休職制度について利用している社員がいる。現在員数中に組み込まれているなかで休職に入ると休日出勤に繋がると思う。休職された方についてはカウントされなくなるのか。休職制度については使用する社員が年々増えているが対象を把握しているのか。

会社：休日出勤については、各箇所何月何日が何件ということまでは把握はしていない。1ヶ月ベースで大まかな数字は把握している。休日出勤が発生しているという認識はしている。要員に関しては運転士・車掌共、年間通して余力が厚い期間もあれば薄い期間もある。そこは実態を見ながら要員の配置をしていくというのは変わらない。各乗務員区見ながら中期・長期的に要員のほうは見させていただく。各種取り組みに際して休日出勤が発生していることは認識している。会社としてそこに頼りきりということではなく、健康等の問題もあるので必要なものは引き続きやっていく。必要のないものとか役目を終えたものについては見直しをしていく。標準数については平均的な業務量を踏まえた業務運営に関する社員数の目安ということで、業務に必要な要員を確保しているかということについては、勤務実績を見ながら判断するものであると考えている。各箇所にお

いて育児・介護休職と取る社員が増えている。現在員とは別に休職者を踏まえて人員を配置している。休職者が出るから要員を配置する訳ではなく、業務運営上必要な要員のなかには休職されている方はカウントに含まれていない。転勤したというイメージになる。具体的に社員がどれくらい取るかということは現在のところ把握していない。そうした方々が居ても業務運営上支障がない形で人員は配置している。

3、食事を取り得る時間として実質朝 30 分以上・昼夕 40 分以上を確保すること。

《回答》乗務割交番作成規程に基づき作成している。

組合：私たちが要求しているのは実質時間である。ゆっくり食事を摂れる時間が欲しいということを訴えている。議論の中ではあくまで目安だと言われるが、行路で指定されているものは着発で時間を取っており、場所によっては詰所まで行く時間がかかってしまう所もある。ギリギリのところで行路設定をしているのは理解しているが、実質取れていないことがある。目安で考えるのではなく実質で食事時間を取れるように努力できないものか。切実な思いである。行路設定上なるべく配慮していただきたい。ゆとりある行路は安全にも繋がる。

会社：回答としては乗務割交番作成規程に基づき作成しているとなるが、行路作成の上では朝は 30 分、昼と夜については 40 分着発で取るようには考えて作っている。また稠密線区だけではなく一般線区においてもなるべく稠密線区に準ずるような形で行路作成をするようには心掛けている。なるべく全体のバランスを見ている。いたずらに短縮している訳ではない。基本的に改善できるものに関しては真摯に受け止めてさせていただく。

4、睡眠を取り得る時間として、実質 4 時間 30 分以上確保すること。

《回答》乗務割交番作成規程に基づき作成している。

組合：この間の議論の中で 4 時間 30 分睡眠時間足りているというが、足りているという認識はどこで判断しているのか。睡眠時間は安全確保に親密に関係する部分であると思う。睡眠不足が事故を起こすリスクが非常に高まる内容であり、実質 4 時間 30 分以上と要求していく。ここは譲れない部分だと感じる。身だしなみを整えるという意味では準備する時間も大切なのではないか。

会社：実質 4 時間 30 分確保ということで、稠密線区では車掌は 5 時間 30 分、運転士については 6 時間程度で一般線区も同じく稠密線区準ずるような形で睡眠時間を確保できるように組んではいる。入出区や運転士については出区点検もあるのでバランス良く見ている。差し替えについては双方にメリットがないと難しい。極力取れるように努力している。結果的に女性の身だしなみについては配慮できていない。調整をしながら睡眠時間を確保できるように努力は引き続きしていく。

5、各線沿線（駅・車両センター構内を含む）の樹木の伐採と除草の年間計画を明らかにし、最低年間 4 回は行うこと。また、異常時のリスク管理を鑑みて安全通路の除草等により、安全に使用できる状態を保つこと。

《回答》必要の都度実施している。

組合：年間の除草や樹木の伐採の計画をたてていただきたいということだが、必要な都度実施しているという回答だが何を実施しているのか。年間まるっきり除草されていない場所は実際ないのか。冬の時期雑草は伸びない。伸びる時期は決まっている。春先から夏にかけて必ず伸びる。その時期に草を刈らないで枯れた時期に草を刈りますといったところで意味はない。伸びる時期を見越して計画を立ててやってもらいたい。

会社：当然計画を立ててやっているところはやっている。4 回となると厳しい。駅構内であれば駅、駅間であれば設備系統のところが年間の予算を立てて除草作業を行なっている。その他に固める土や防草シートを施行しているところもある。会社としては予算を取りつつ計画的にやっている。信号や標識など見えないところは直ぐに言っていただければ対応する。除草施行出来ていない場所があると聞いている。全てにおいては厳しい。予算もあるがかなり広大なエリアなので、草が伸びるのはある一定の期間に急速に伸びるので一斉になると厳しい。

6、停止位置を行き過ぎた場合の取り扱いを改善すること。

《回答》現状での対応となる。

組合：このままで良いのか。その先に踏切がある場合停止位置修正は出来ない、通過扱いといった取り扱いに変わりはないのか。停止位置不良を起こさなければ良いのだが、前提に置きつつ不慮な事象により停止位置不良が起きたケースが考えられるが、そうした意味ではより安全な状況を考えて踏切の構造上電車が退行しても踏切が開かないような構造ができないかと議論してきたが、本当にそうなのかと思う。全て安全サイドに考えるとより良い設備を導入してもらったほうが安全なる。今の技術力があれば踏切が開かないような設備を導入できると思っている。

会社：現行の取り扱いから変更は厳しい。運転士に心理的な不安があって、そこでお客さまが乗降しないで行くというのはお客さまから苦情・意見をいただくというのは承知している。ハード面の改善について確認したが、現時点での対応するのは厳しいと聞いている。いろんな条件があって駅の近くに踏切があるといっても、一概に何処がどう、このぐらいいは良い、これ以上は駄目というのは、運転士が運転しているなかでそこをピンポイントで見分けるというのは難しい。現状の取り扱いがベストである。

区別の項目交渉内容は、分会発行の情報を参照してください。